

水道とくらし

No.
33

平成 28 年 6 月 1 日発行／発行所：蕨市水道部（蕨市中央 2 丁目 10 番 6 号） 048 - 431 - 3507

E-mail suidou@city.warabi.saitama.jp HP <http://www.city.warabi.saitama.jp/>

～水道耐震化特集～



▲塚越浄水場 PC タンク（平成 20 年度完成）



蕨市では、地震に強い
水道施設の整備に積極的に
取り組んでいます。
今回は、耐震化特集と題して、
その内容についてお知らせ
いたします。



▲中央浄水場 PC タンク（平成 22 年度完成）



▲配水管の布設状況



耐震管ってどんな管？

耐震管はつなぎ目が伸び縮みすることで、大きな地震が来ても外れにくい構造になっています。

一般管



耐震管



※このイラストはイメージです。

※→は水の流れを示します。

蕨市水道事業 耐震化の取り組み



老朽管の漏水対策

蕨市では、水道管路の耐震化を推進するとともに、老朽化した配水管などで発生する漏水対策として定期的に漏水調査を行っています。

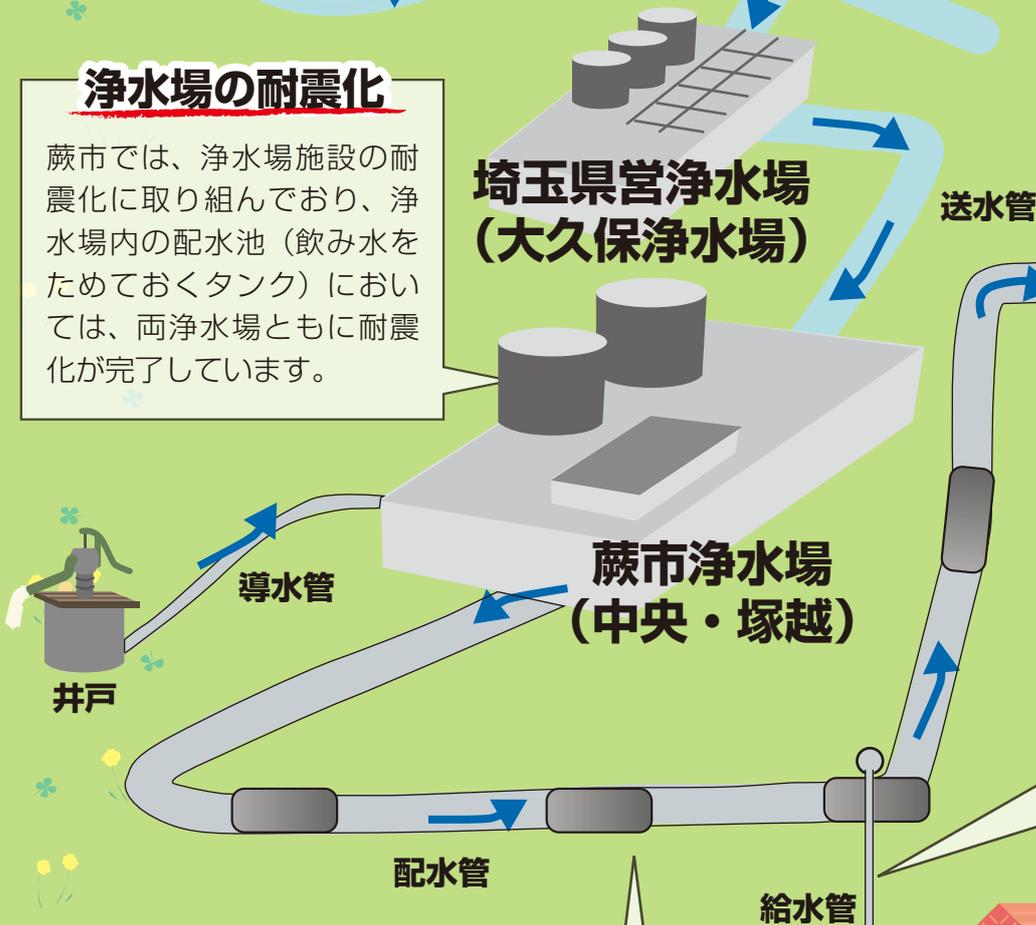


浄水場の耐震化

蕨市では、浄水場施設の耐震化に取り組んでおり、浄水場内の配水池（飲み水をためておくタンク）においては、両浄水場ともに耐震化が完了しています。

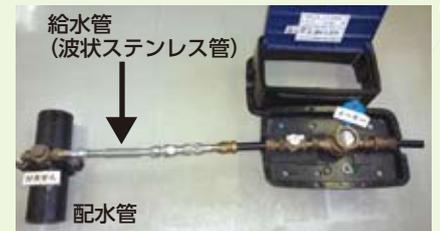
埼玉県営浄水場 (大久保浄水場)

蕨市浄水場 (中央・塚越)



給水管の耐震化

各ご家庭へ水を送るために配水管から取出しされた管を給水管と呼んでいます。蕨市では、平成 21 年度から新たに取出しを行う場合は、耐震性のあるステンレス波状管による施工を導入しています。



配水管の耐震化

浄水場で作った水道水を各家庭に配る管を配水管と呼んでいます。蕨市では、平成 12 年度からは全面的に耐震管を採用し、平成 27 年度末で約 48% (全管路に対する耐震管の割合) となっています。

※なお、特に重要な配水管である基幹管路の耐震化率は、平成 27 年度末で約 91% となっており、全国的にも高い水準となっています。

平成28年度水道事業予算のあらまし

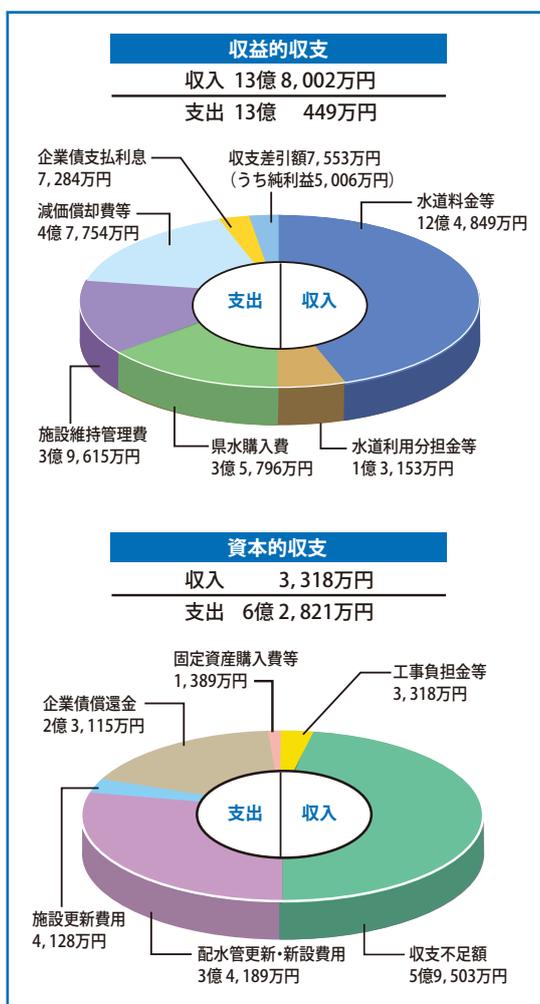
安全な水道水を安心してご利用いただくための平成28年度予算は、左の図のようになりました。

収益的収支とは、みなさまからお支払いいただく水道料金を中心とした収入と、水道水を作りみなさまの家庭に送るための費用です。主な費用は、水道水の原水（県水）を購入する経費、浄水場や配水管の維持管理に要する経費、固定資産の

減価償却費などです。

資本的収支とは、工事負担金等の収入と、水道設備の整備や老朽化した施設の更新や配水管の耐震化などの設備投資のための費用です。収支不足額は、資本拡充のために企業内で留保、積立した資金を取り崩すなどとして補てんします。

今年度も安全でおいしい水をお届けできるような努力してまいります。



【業務の予定量】

- 給水戸数 3万7000戸
- 年間総給水量 773万7800m³
- 1日平均給水量 2万1199m³
- 主な建設改良事業
 - 水源設備改良事業 703万円
 - 配水設備改良事業 3億3486万円
 - 施設改良事業 4128万円
- 【職員数】
- 14人
 - 部長 1人
 - 業務課 6人
 - 維持管理課 7人

平成27年8月浄水全項目水質検査結果表

蕨市の水道水源の約70%は埼玉県営水道から購入(受水)している「県水」で、約30%が市内9か所の深井戸から汲み上げている地下水です。下表は、水道法に基づいて昨年8月に実施した水質検査の結果です。北町5丁目(サンクチュアリ)と塚越7丁目(あづま公園)で検査したうち、数値の高い結果を掲載していますが、いずれも国の定めた基準の範囲内にある安全な水となっていますので、引き続き安心してご利用ください。

H27年8月19日現在 気温28.0℃ 水温27.9℃

| 他項目 | 生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある20項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 人の健康に関する31項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------------------------|---------|---------|------------|-------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|-------------|--------------|-------------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-----------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------|-----------|------|----|--------|---|---|---|---|
| | 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 濁度 | 色度 | 臭気 | 味 | pH | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | フエノール | 非イオン界面活性剤 | 2-メチルイソボルネオール | ジエオスミン | 陰イオン界面活性剤 | 蒸イオン | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 塩化物イオン | マンガン及びその化合物 | ナトリウム及びその化合物 | 銅及びその化合物 | 鉄及びその化合物 | アルミニウム及びその化合物 | 亜鉛及びその化合物 | ホルムアルデヒド | フロモジクロメタン | トリクロロ酢酸 | 総トリハロメタン | 総トリハロメタン | ジブクロメタン | ジクロロ酢酸 | クロロホルム | クロロホルム | 塩化ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン | 1,4-ジオキサジン | 四塩化炭素 | フッ素及びその化合物 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | シアン化物イオン及び塩化シアン | 亜硝酸態窒素 | 六価クロム化合物 | 鉛及びその化合物 | セレン及びその化合物 | カドミウム及びその化合物 | 水銀及びその化合物 | 大腸菌 | 一般細菌 | 1 | 水質基準項目 | | | | |
| 0.1 mg/l 以上 | 5度以下 | 異常でないこと | 異常でないこと | 5.8以上6.6以下 | 3 mg/l 以下 | 0.005 mg/l 以下 | 0.002 mg/l 以下 | 0.0001 mg/l 以下 | 0.0001 mg/l 以下 | 0.2 mg/l 以下 | 5.00 mg/l 以下 | 300 mg/l 以下 | 200 mg/l 以下 | 0.05 mg/l 以下 | 2.00 mg/l 以下 | 1.0 mg/l 以下 | 0.3 mg/l 以下 | 0.2 mg/l 以下 | 0.1 mg/l 以下 | 0.08 mg/l 以下 | 0.03 mg/l 以下 | 0.2 mg/l 以下 | 0.1 mg/l 以下 | 0.1 mg/l 以下 | 0.4 mg/l 以下 | 0.6 mg/l 以下 | 0.2 mg/l 以下 | 0.1 mg/l 以下 | 0.1 mg/l 以下 | 0.1 mg/l 以下 | 0.02 mg/l 以下 | 0.05 mg/l 以下 | 0.02 mg/l 以下 | 0.8 mg/l 以下 | 1.0 mg/l 以下 | 0.4 mg/l 以下 | 0.5 mg/l 以下 | 0.1 mg/l 以下 | 0.05 mg/l 以下 | 0.003 mg/l 以下 | 0.005 mg/l 以下 | 0.003 mg/l 以下 | 100個/ml 以下 | 菌検出されないこと | 0 | 基準 | | | | | |
| 0.5 | 1度 | 異常なし | 異常なし | 7.4 | 0.7 | 0.0005 | 0.0005 | 0.000001 | 0.000001 | 0.02 | 138 | 68 | 15.1 | 0.002 | 9.7 | 0.01 | 0.03 | 0.01 | 0.010 | 0.005 | 0.009 | 0.008 | 0.029 | 0.005 | 0.006 | 0.014 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.004 | 0.004 | 0.005 | 0.001 | 0.005 | 0.003 | 0.0005 | 不検出 | 0 | 結果 | | | | | | | | |

備考 1.記号「A」は、「未満」を表しています。 2.平成26年度から「亜硝酸態窒素」が追加となりました。

貯水槽水道の管理は設置者の責任です

貯水槽水道（受水槽）は設置者の責任においてしっかりとした管理をしてください。

●貯水槽の清掃

清掃は年に1回以上、定期的に行ってください。また、専門的な知識・技能が必要なため、建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼されますと安心です。

●定期検査の受検

水道法により、貯水槽が10m³を超えるものは年に1回以上厚生労働大臣登録検査機関（注）の検査を受けなければなりません。

（注）厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp//>

水道料金等のお支払は便利な口座振替で

水道料金等は、金融機関の口座から請求月の翌月7日に自動的に納められる口座振替が便利です。申し込みは、通帳と通帳印、納入通知書を持って口座がある金融機関の窓口へお出かけいただくか、「水道使用開始申込書（はがき）」に必要事項を記入してポストへ投函してください。

納入通知書により、コンビニでのお支払いもできます。お問い合わせは業務課（432）5329へ

お問い合わせ

- 水道料金に関すること
- 検針や使用開始・中止に関すること

業務課 048(432)5329

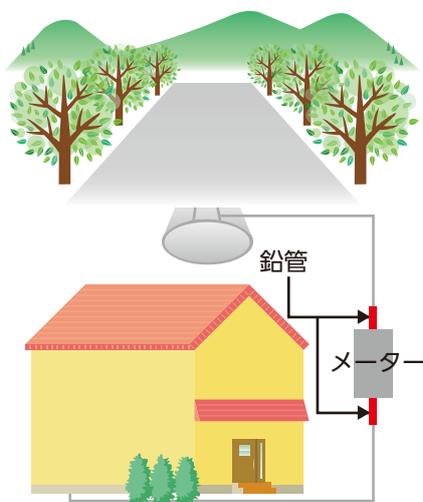
- 漏水に関すること
- 水道工事、メーター交換に関すること
- 赤水や水質に関すること

維持管理課 048(432)2217

蕨市水道部 蕨市中央 2-10-6
048-431-3507 suidou@city.warabi.saitama.jp

鉛製給水管取替工事助成金制度について

水道部では平成25年度から鉛製給水管取替工事の助成金交付制度が始まっております。費用負担の軽減を図るために、工事に係る経費の2分の1の額（上限は25,000円・消費税は除く）を助成いたします。ただし、新築に伴う工事は、助成の対象になりません。工事費については、蕨市指定給水装置工事業者にご相談ください。



悪質な訪問販売にご注意ください

お客様のご依頼のない限り、訪問による水質・配管・水圧調査や給水管の修繕・取替などは、行っておりません。水道部職員、委託業者は必ず蕨市発行の身分証明書を持っています。お問い合わせは維持管理課（432）2217へ

宅地内漏水の発見方法

- ①宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
- ②メーターボックスのふたを開け、メーター内のパイロットを見てください。
- ③パイロットが回転していると、漏水の可能性がります。

■漏水が確認されたら

- ・指定給水装置工事業者に依頼し、修理してください。費用はお客様の負担となります。
- ・工事業者などでご不明な点がございましたら維持管理課（432）2217にご相談ください。

災害に備えて水道水のくみ置きを

私たちが生命を維持するために必要な水の量は、成人で1日2.0～2.5リットル（飲み水としては1.0～1.5リットル）といわれていますので、日ごろからいざという時に備えて、1人当たり3リットルほどの水道水を各ご家庭で備蓄いただくようお願いいたします。

●水道水は、容器の口元までいっぱいに入れ、空気に触れないようにしましょう。

●場所は、冷暗所を選んで保存してください。

●保存期間は、3日間を目安に汲み替えましょう。

●浄水器には、塩素を除去するものがありますので、保存する場合は浄水器を使用しない蛇口から注いで下さい。

こんな時には必ずお知らせください

水道水を使用開始するときや使用中止をするとき、市内で住所が変更になるとき、使用者または所有者の名義が変わるときなど。水道部窓口の他、電話や電子申請でもお手続きができます。名義変更の場合は、申請書のご提出が必要です。お問い合わせは業務課（432）5329へ

